

輸入食品に対する検査命令の実施について
(インドネシア産ターメリック及びその加工品)

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インドネシア産ターメリック及びその加工品	アフラトキシン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インドネシア産ターメリックパウダーからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するものである。

*発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）の一種

<参考1>

インドネシア産ターメリックの違反事例

品名：ターメリックパウダー

輸入者：東亜物流有限会社

届出数量及び重量：40箱、1,000.00kg

検査結果：アフラトキシン 陽性（B₁として83ppb 検出

基準：付着してはならない）

届出先：大阪検疫所

違反確定日：平成18年4月14日

措置状況：全量保管

<参考2>

インドネシア産ターメリック（香辛料）の輸入実績

（平成18年1月1日～4月16日：速報値）

届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数*	違反重量(kg)
6	12,858	1	1,000

*アフラトキシンに係る違反